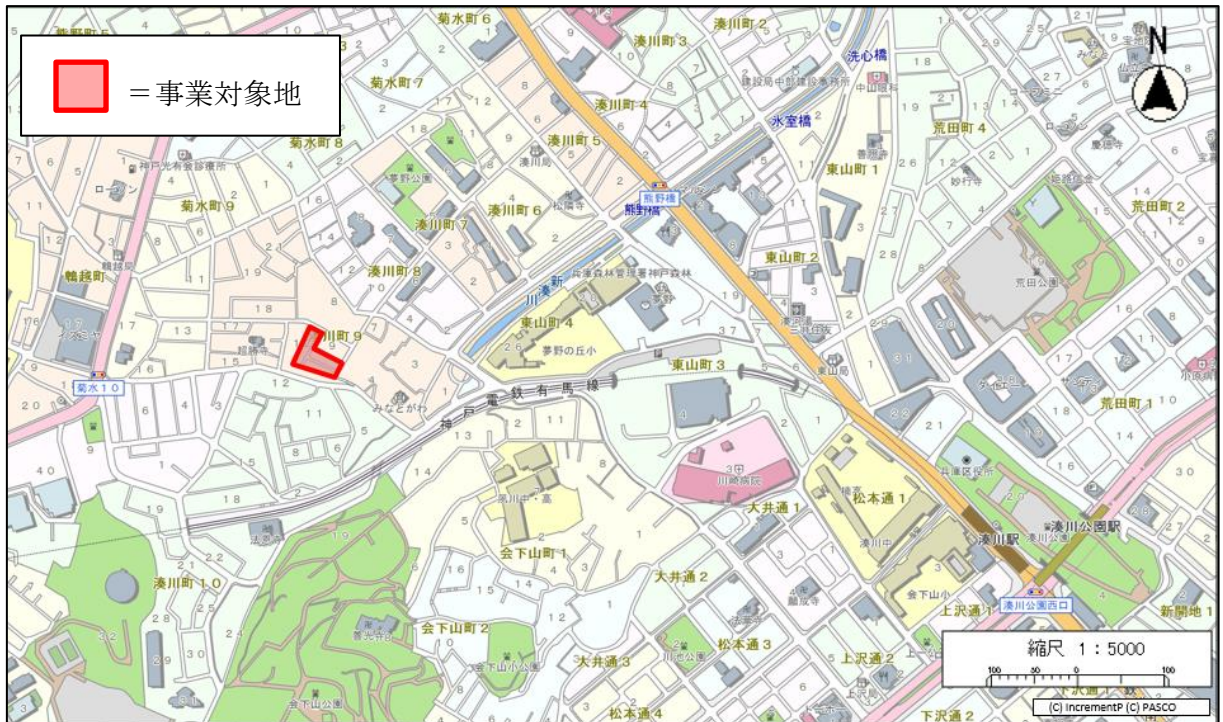
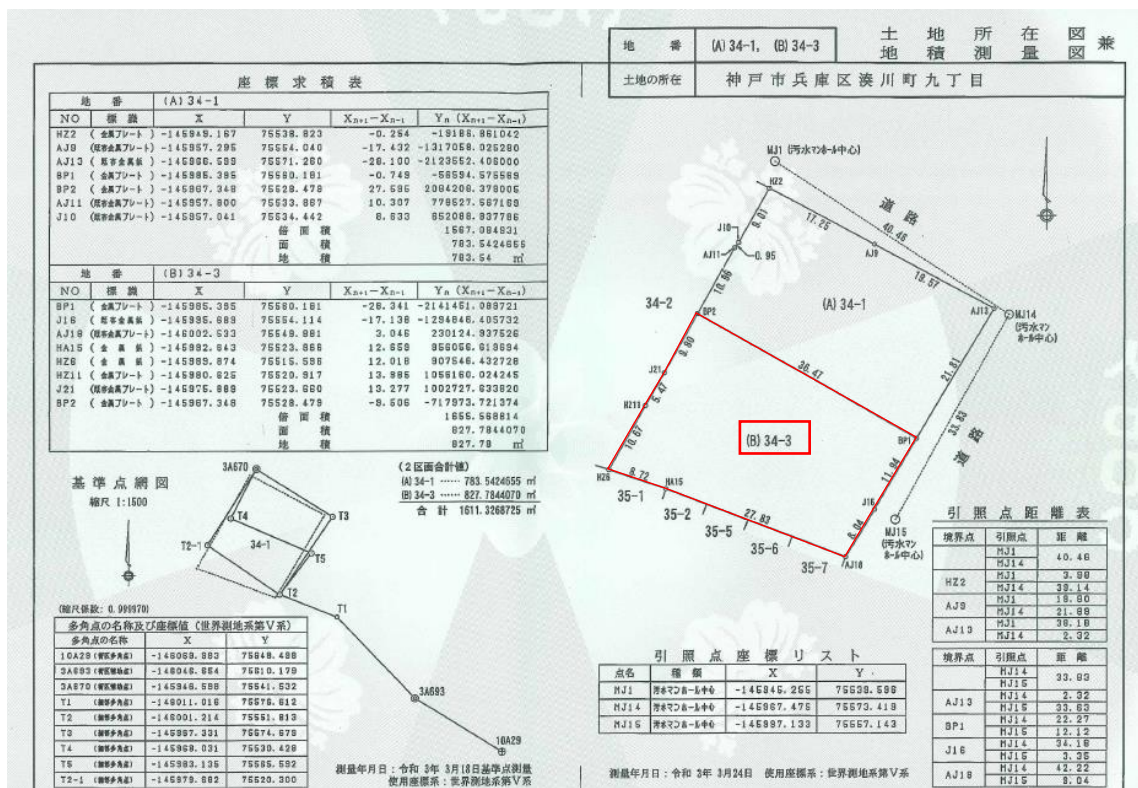
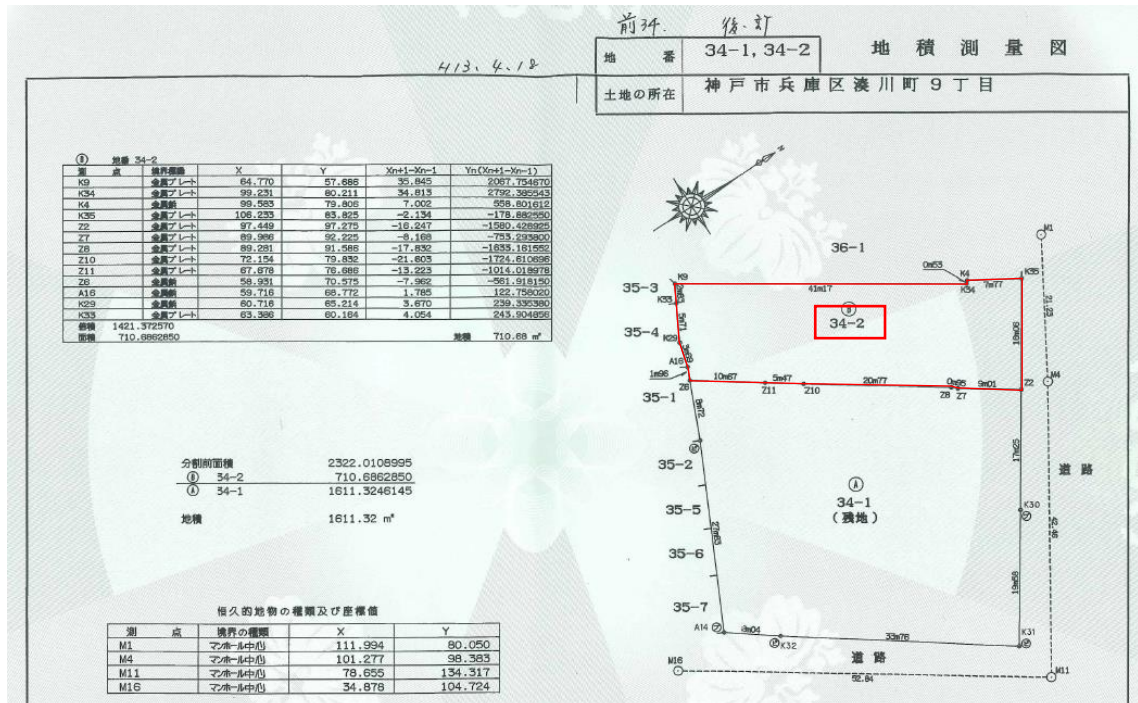


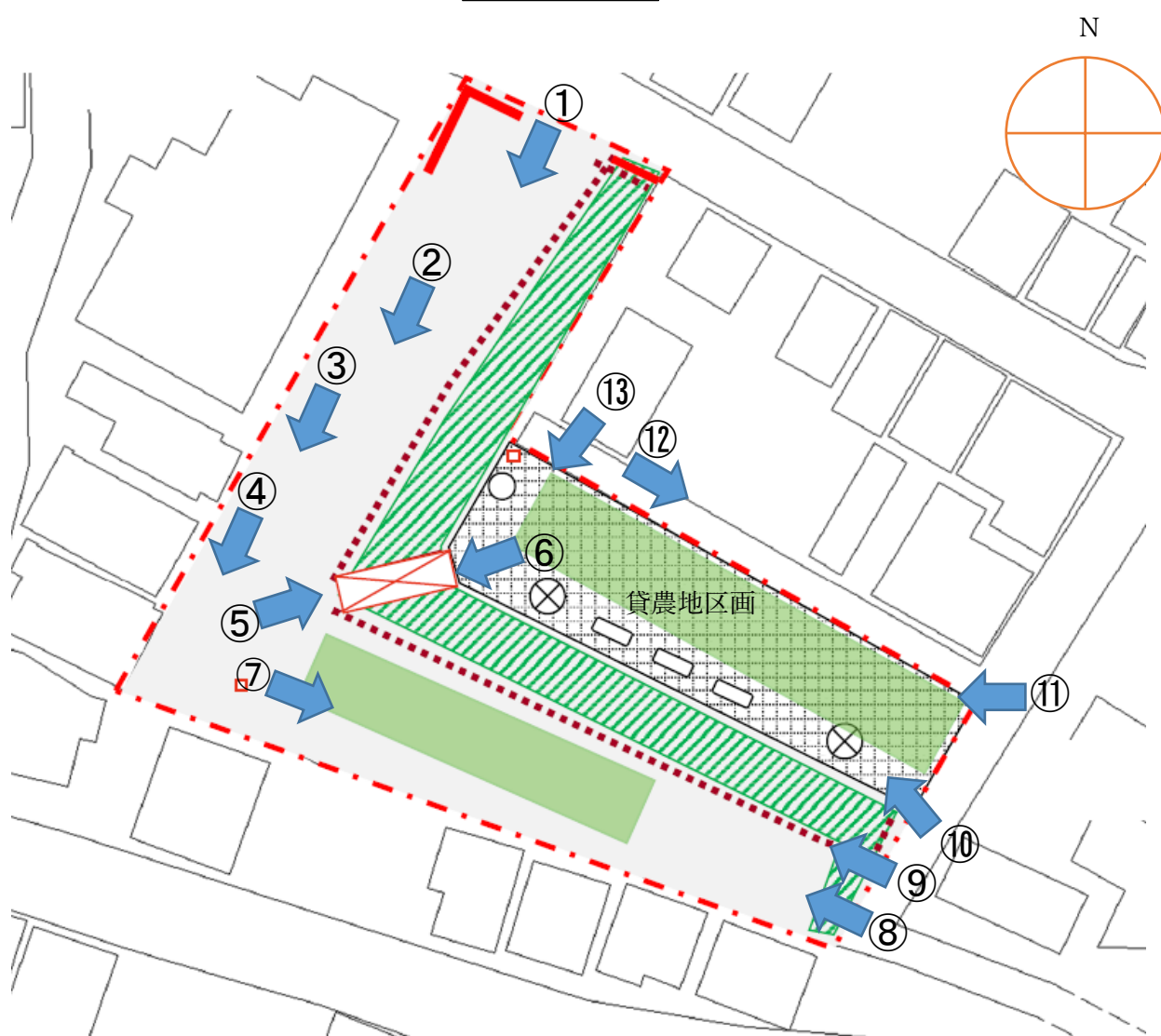
事業対象地位置図



地積測量図



現況写真



①



②



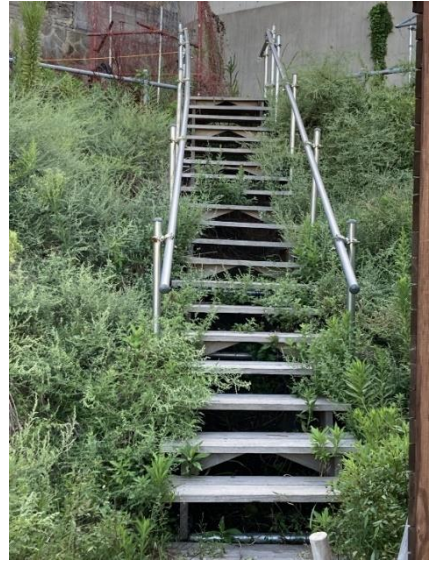
③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨



⑩



⑪



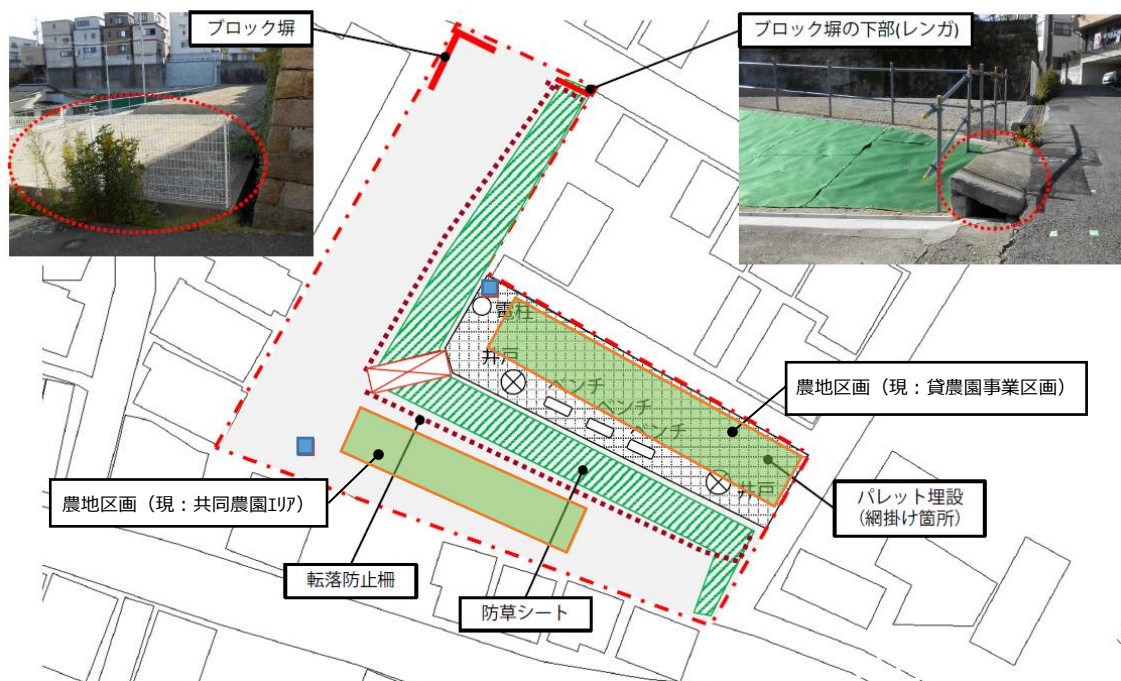
⑫



⑬

現地最終残置物資料

工作物等



凡例	名称	備考	写真番号
	ベンチ	最終撤去不要	①
	井戸	最終撤去不要 故障中につき、修理をして使用できるか不明	② ③
	電柱	最終撤去不要	④
	階段	現事業者と協議により継続使用可能 最終撤去	⑤
	水栓	名義変更をして継続使用可能 (写真中のホース、接続金具は存置しません) 最終撤去	⑥下段 ⑦上段
	農地区画	現事業者と協議により継続使用可能 最終撤去	⑧下段 ⑨上段



①



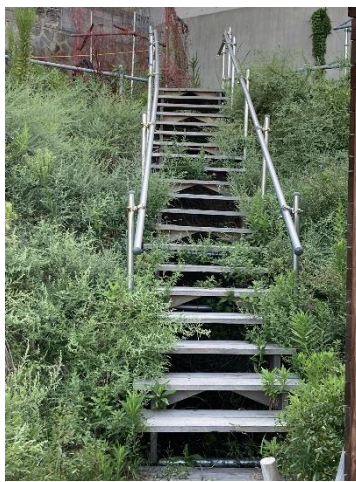
②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨

排水施設等（すべて最終撤去不要）



本協定書（案）は、協定の概要を説明したものであり、
個別協議により内容を変更する場合があります。

資料 5

密集市街地内の遊休地を活用した社会実験実施事業に関する協定書

神戸市（以下「甲」という。）と_____（事業者名）（以下「乙」という。）は、
末尾物件目録記載の土地（以下「本件土地」という。）で進める密集市街地内の遊休地を
活用した社会実験実施事業（以下「本事業」という。）に関し、事業実施に係る基本的事項に
合意し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、兵庫区北部地区の関係人口の増加によるコミュニティ醸成や密集市街
地の解消及び、都市農地が継続利用できる条件の検討を目的とする本事業の遂行にあたり、
必要な事項を定めるものとする。

（協定期間）

第2条 協定期間は、令和8年1月1日から令和10年3月31日までとする。甲及び乙は、
協議のうえ、書面によって合意することにより当該期間を延長できるものとするが、その
期間は2年を超えないものとする。

（役割）

第3条 甲は乙が本事業を円滑に遂行できるように協力すること。

2 乙は、本協定を定めるところに従い、誠意をもって本事業を実施すること。

（遵守事項）

第4条 乙は募集要項等（甲が、令和7年10月14日付けで公表した本事業の事業者募集
要項書類一式及び令和7年10月〇日付けで公表した質疑に関する回答書類一式をいう。
以下同じ。）及び提案書（乙が令和7年〇月〇日付けで甲へ提出した提案書をいう。以下
同じ。）の内容に従って本事業を実施すること。

2 その他関係する法令に従って本事業を実施すること。

3 政治、宗教又は営利を目的とした行為を行わないこと。

（妨害排除）

第5条 本件土地に対する不法投棄及び違法駐車等が行われた場合は、乙の責において排
除するものとする。

（紛争等の処理）

第6条 乙は、本事業の実施に起因して、第三者と紛争その他の諸問題が生じた場合は、乙
の責任と負担においてこれを解決するものとする。

（費用負担）

第7条 本件土地の整備、維持管理及び原状回復に要する経費はすべて乙の負担とする。

（緊急時の対応）

第8条 本事業で事故、災害等が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、乙は直ち
に適切な措置を講ずるとともに、甲及び関係機関に連絡し、相互に協力して処理するもの
とする。

(協定の解除)

第9条 甲は、本協定の有効期間内であっても、次の各号の一に該当するときは協定の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙が第4条の規定に違反したとき。

(2) その他乙が本協定で定めた義務を履行しないとき。

(協定の失効)

第10条 天災地変その他不可抗力により、本件土地の全部若しくは一部が滅失し、又は毀損し、本協定の目的が達せられなくなった場合は、本協定は効力を失うものとする。

(原状回復)

第11条 乙は、本協定の有効期間が満了し又は第9条の規定により本協定が解除されたときは、甲の指定する期日までに乙の費用をもって本件土地を原状に回復しなければならない。ただし、甲が原状に回復することを要しないと認めたときはこの限りではない。

(疑義の解釈等)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙両者が協議し、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

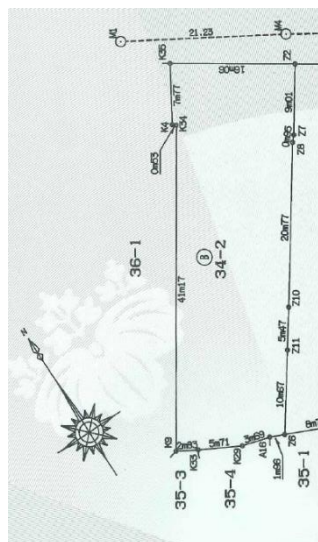
年 月 日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号
甲 神戸市
神戸市長 久元 喜造 印

住 所
乙
氏 名 印

(物件目録)

所 在	地 番	地 目	対象面積
神戸市兵庫区湊川町9丁目	34 番 2	宅地	1538.46 m ²
	34 番 3		



① 地番 34-2						
測 点	境界標識	X	Y	X _{n+1} -X _{n-1}	Y _n (X _{n+1} -X _{n-1})	
K9	金属プレート	64.770	57.686	35.845	2067.754670	
K34	金属プレート	99.231	80.211	34.813	2792.385543	
K4	金属板	99.583	79.806	7.002	558.801612	
K35	金属プレート	106.233	83.825	-2.134	-178.882550	
Z2	金属プレート	97.449	97.275	-16.247	-1580.426925	
Z7	金属プレート	89.986	92.225	-8.168	-753.293800	
Z8	金属プレート	89.281	91.586	-17.832	-1633.161552	
Z10	金属プレート	72.154	79.832	-21.603	-1724.610696	
Z11	金属プレート	67.678	76.686	-13.223	-1014.018978	
Z6	金属板	58.931	70.575	-7.962	-561.918150	
A16	金属板	59.716	68.772	1.785	122.758020	
K29	金属板	60.718	65.214	3.670	239.335380	
K33	金属プレート	63.386	60.164	4.054	243.904656	
倍積	1421.372570					
面積	710.6862850			地積	710.68 m ²	

地 番		(B) 34-3				
NO	標 識	X	Y	X _{n+1} -X _{n-1}	Y _n (X _{n+1} -X _{n-1})	
BP1	(金属プレート)	-145985.385	75560.181	-28.341	-2141451.089721	
J16	(既存金属板)	-145985.889	75554.114	-17.138	-1294846.405732	
AJ18	(既存金属プレート)	-146002.533	75549.881	3.046	230124.937526	
HA15	(金 属 板)	-145982.643	75523.866	12.659	956056.619694	
HZ6	(金 属 板)	-145989.874	75515.598	12.018	907546.432728	
HZ11	(金属プレート)	-145980.625	75520.917	13.985	1056160.024245	
J21	(既存金属プレート)	-145975.889	75523.660	13.277	1002727.633820	
BP2	(金属プレート)	-145967.348	75528.479	-9.506	-717973.721374	
			倍 面 積		1656.568814	
			面 積		827.7844070	
			地 積		827.78 m ²	